（認定の申請等）

第二十八条の三　［略］

2　前項の申請書には、同項第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類（同項第四号に掲げる事項が第一条の五第一号に掲げる事由に係るものである場合にあっては、原則として様式第一号による。）を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

［３・４　略］

（施設等利用給付認定の変更の認定の申請）

第二十八条の八　［略］

2　前項の申請書には、同項第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類（同項第三号に掲げる事項が第一条の五第一号に掲げる事由に係るものである場合にあっては、原則として様式第一号による。）を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（身分を示す証明書の様式）

第六十条　法第十三条第二項（法第三十条の三において準用する場合を含む。）及び法第十四条第二項（法第三十条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

2　法第十五条第三項（法第三十条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

3　法第三十八条第二項及び第五十八条の八第二項において準用する法第十三条第二項、法第五十条第二項において準用する法第十三条第二項及び法第五十六条第五項において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第四号のとおりとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（認定の申請等）

第二十八条の三　［同上］

2　前項の申請書には、同項第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

［３・４　同上］

（施設等利用給付認定の変更の認定の申請）

第二十八条の八　［同上］

2　前項の申請書には、前項第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（身分を示す証明書の様式）

第六十条　法第十三条第二項（法第三十条の三において準用する場合を含む。）及び法第十四条第二項（法第三十条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第一号のとおりとする。

2　法第十五条第三項（法第三十条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

3　法第三十八条第二項及び第五十八条の八第二項において準用する法第十三条第二項、法第五十条第二項において準用する法第十三条第二項及び法第五十六条第五項において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

様式第三号を様式第四号とし、様式第二号を様式第三号とし、様式第一号を様式第二号とし、同様式の前に次の一様式を加える。

様式第一号（第二条第二項第二号、第十一条第二項第二号、第二十八条の三第二項及び第二十八条の八第二項関係）

就労証明書

宛

証明日　西暦　年　月　日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号　－　－

担当者名

記載者連絡先　－　－

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	□農業・林業　□漁業　□鉱業・採石業・砂利採取業　□建設業　□製造業 □電気・ガス・熱供給・水道業　□情報通信業　□運輸業・郵便業　□卸売業・小売業 □金融業・保険業　□不動産業・物品賃貸業　□学術研究・専門・技術サービス業 □宿泊業・飲食サービス業　□生活関連サービス業・娯楽業　□医療・福祉 □教育・学習支援業　□複合サービス事業　□公務　□その他（　　）
2	フリガナ 本人氏名	生年月日　年　月　日
3	雇用（予定）期間等	□無期　□有期　期間　年　月　日　～　年　月　日 （無期の場合は雇用開始日のみ）
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	□正社員　□パート・アルバイト　□派遣社員　□契約社員　□会計年度任用職員 □非常勤・臨時職員　□役員　□自営業主　□自営業専従者　□内職 □業務委託　□その他（　　）
6	就労時間 （固定就労の場合）	□月□火□水□木□金□土□日□祝日　合計時間　月間　時間　分（うち休憩時間　分） 一月当たりの就労日数　月間　一週当たりの就労日数　週間　日 平日　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分） 土曜　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分） 日祝　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分）
	就労時間 （変則就労の場合）	合計時間　□月間　□週間　時間　分（うち休憩時間　分） 就労日数　□月間　□週間　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　年　月　年月　年　月　年月　年　月 日/月　時間/月　日/月　時間/月　日/月　時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	□取得予定　□取得中　期間　年　月　日　～　年　月　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	□取得予定　□取得中　□取得済み　期間　年　月　日　～　年　月　日
10	産休・育休以外の休業の取得	□取得予定　□取得中　□取得済み　期間　年　月　日　～　年　月　日　理由　□介護休業　□病休　□その他（　　）
11	復職（予定）年月日 育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	□復職予定　□復職済み　年　月　日 □取得予定　□取得中　期間　年　月　日　～　年　月　日
12	保育士等としての勤務実態の有無	主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分） □有　□有（予定）　□無
13	備考欄	
14	追加的記載項目欄	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。